

公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領細則

第1 趣旨

この細則は、栃木県会計局会計管理課（以下「会計管理課」という。）が行う物品調達において実施する公募型見積合わせ（以下「オープンカウンター」という。）の手続を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（以下「コンピュータ」という。）による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により行う手続（以下「電子オープンカウンター」という。）の実施に関し、公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領（以下「要領」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システム（物品等）（以下「電子入札システム」という。）

オープンカウンターに参加しようとする者の利用者登録から見積書提出、見積合わせ（開札）及び契約の相手方（落札者）決定までの一連の事務をコンピュータと電機通信回線（インターネット等）を利用して行う電子情報処理組織（コンピュータを利用して行う業務処理の体系をいう。以下同じ。）をいう。

(2) 紙見積

オープンカウンターの参加において、紙により見積書を提出する方法をいう。

(3) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(4) 電子くじ

決定となるべき同価の見積をした者が2者以上あったときに、当該見積者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで契約の相手方を決定する仕組みをいう。

第3 対象となる案件

電子オープンカウンターの対象となる案件は、要領に基づき会計管理課が実施する全てのオープンカウンター案件とする。ただし、緊急を要する場合等、電子調達を行うことが特に困難と認める場合は、この限りでない。

第4 電子オープンカウンターの実施

電子オープンカウンターを行う場合は、電子入札システムを利用して行うものとする。

2 電子入札システムの利用に当たっては、ICカードにより利用者の認証を行うものとする。

- 3 電子入札システムの利用に当りこの細則に定めなき事項については、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3（2021）年4月1日施行）及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。

第5 調達公告

電子オープンカウンターの実施に当たっては、要領第5条に定めるオープンカウンターによる物品調達公告（別記第1号様式）によらず、この細則に定めるオープンカウンターによる物品調達公告（様式1）を栃木県ホームページに掲載するとともに会計管理課内に掲示するものとする。

第6 見積書

見積書の作成に当たっては、次の各号に定める項目を入力又は記載しなければならない。

（1）電子入札システム利用者の見積書入力事項

見積金額、くじ番号、連絡先氏名、連絡先

（2）紙見積者の見積書記載事項

見積年月日、住所又は所在地、商号又は名称、契約等権限者職氏名、見積書発行責任者氏名、担当者氏名、連絡先、案件番号、案件名称、要求課・要求番号、見積金額、くじ番号

- 2 電子オープンカウンターの紙見積書の作成に当たっては、要領第6条に定めるオープンカウンター見積書（別記第2号様式）によらず、この細則に定めるオープンカウンター見積書（様式2）を使用するものとする。

第7 積算内訳書

オープンカウンターによる物品調達公告（様式1）に定めがある場合は、見積書の提出に併せてオープンカウンター積算内訳書を提出するものとする。

- 2 オープンカウンター積算内訳書は、当該案件の積算内訳の確認に用いるものであって、見積及び契約上の権利を生じさせるものではない。

第8 見積書の提出期限

電子オープンカウンターの実施に当たっては、要領第8条に定める提出期限によらず、原則として案件を公開した日の翌日から起算して6日目（閉庁日の場合は次の開庁日）の午後3時とする。ただし、紙見積者に当たっては、同日の正午とする。

第9 見積書の提出方法

電子入札システム上で第6に定める事項を入力するものとする。

- 2 電子入札システムの利用が困難な者に当たっては、紙見積書の提出を認めるものとする。
- 3 紙見積書の提出方法については、要領第8条第2項及び第3項の定めるところによる。

第10 見積書の無効

要領第9条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 第6から第8までの規定に反して提出した見積書
- (2) 他者のICカードを不正に取得し、利用者登録者になりすまして参加した者の見積書
- (3) 契約の相手方の決定の日において有効期限を過ぎるICカードを使用した見積書
- (4) 同一見積者が電子入札システムと紙見積の両方により行った見積書
- (5) 不正な手段により改ざんされた事項が認められた見積書
- (6) ICカードの不正使用等があった場合の見積書

第11 契約の相手方の決定等

見積書の提出期限の経過後において、電子入札システムにより見積金額の比較を行い、見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方として決定する。

- 2 紙見積書がある場合は、はじめにその見積書を開封して見積書記載金額及びくじ番号を電子入札システムに登録した上で、見積金額の比較を行うものとする。
- 3 予定価格の範囲内で最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。
- 4 契約の相手方を決定したときは、電子入札システムにより契約の相手方として決定された者及び決定金額を通知するものとする。ただし、紙見積者については、当該見積者が契約の相手方として決定された場合に限り電子入札システムによらない方法で連絡するものとする。
- 5 オープンカウンターの結果については、電子入札システムにより全てのオープンカウンター参加者の商号又は名称及び見積金額を公開するものとする。ただし、紙見積者については、照会があったときに回答するものとする。

附 則

- 1 この細則は、令和5(2023)年11月17日から適用する。

様式 1

オープンカウンターによる物品調達公告

令和 年 月 日

案 件 番 号		
案 件 名 称		
要求課・要求番号	課・No.	
数 量		
納 入 場 所		
納 入 期 限	令和 年 月 日 ()	
仕 様 ・ 規 格 等	メーカー 型番 色	
同 等 品 の 可 否	可・ 不可	
見積に参加できる者に必要な資格要件その他の要件	見積書提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領第4条に定める要件を全て満たす者であること。 栃木県内に本店を有する者であること。	
シ 電 子 入 札	見積書提出場所	電子入札システム
	見積書提出方法	電子入札システム上で見積書入力事項を入力すること。
	見積書入力事項	見積金額、くじ番号、連絡先氏名、連絡先
	見積書提出期限	令和 年 月 日 () 午後3時
	見積結果確認方法	電子入札システム上に全参加者の商号又は名称及び見積金額を表示する。
紙 に よ る 見 積 書	見積書提出場所	会計局会計管理課物品調達室（栃木県庁本館3階）
	見積書提出方法	公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領細則様式2により見積書を作成し、持参又は郵送（書留郵便で期限必着）により提出すること。
	見積書記載事項	見積年月日、住所又は所在地、商号又は名称、契約等権限者職氏名、見積書発行責任者氏名、担当者氏名、連絡先、案件番号、案件名称、要求課・要求番号、見積金額、くじ番号
	見積書提出期限	令和 年 月 日 () 正午
	見積結果確認方法	問合せがあった際に、全参加者の商号又は名称及び見積金額を伝える。
見 積 金 額	消費税及び地方消費税を除く金額とすること。	
積算内訳書の有無	有 ・無	
見 積 回 数	1回	
見 積 書 の 無 効	公募型見積合わせ（オープンカウンター）実施要領第9条各号及び細則第10各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。	
決 定 通 知	電子入札システムの見積書提出期限（午後3時）後に見積合わせを実施し、最低価格を見積もった者に連絡する。	
契 約 金 額	見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。	

オープンカウンター見積書

年 月 日

栃木県知事 福田 富一 様

住所又は所在地
商号又は名称
契約等権限者職氏名
見積書発行責任者氏名
担当者氏名
電話番号

次のとおり見積します。

1 案件番号

--

2 案件名称

--

3 要求課・要求番号

--

4 見積金額（消費税及び地方消費税を除く。）

金 額	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- （注）・金額は算用数字で記入し、頭部には¥をつけること。
・見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とする。

5 くじ番号

--	--	--

- （注）・くじ番号は任意の3桁の算用数字（000～999）を記載すること。
・くじ番号の記入がない場合又は判読が不能の場合、くじ番号は見積金額の上3桁とする。